

事務局規程

(目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人フードバンクセカンドハーベスト沖縄（以下「この法人」という。）の事務処理の基準その他の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

(事務局)

第2条 事務局は、総務、企画広報、事業等必要な業務全てを運営する。
2 事務局が行う業務については別紙「業務の概要」に定める。

(職員等)

第3条 事務局には、必要に応じて以下の役職を置くことができる。
(1) 事務局長
(2) 専任職

(職員の職務)

第4条 この法人の職員の職務は次のとおりとする。
(1) 事務局長は、代表理事の命を受けて事務局の事務を統括する。
(2) 専任職は、事務局長の命を受けて業務に従事する。

(職員の任免及び職務の指定)

第5条 職員の任免は、代表理事が行う。
2 職員の職務は、事務局長（不在時には代表理事）が指定する。

(文書による処理)

第6条 事務の処理は、文書によって行うことを原則とする。

(事務の決裁)

第7条 事務は、原則として担当者が文書によって立案し事務局長もしくは代表理事の決裁を受けて実施する。

(代理決裁)

第8条 代表理事が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、代表理事があらかじめ指定する者が決裁することができる。
2 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに代表理事に報告しなければならない。

(規定外の対応)

第9条 本規程以外の事務局に関する事項で文書に関する事項は、別に「文書管理規程」に定める。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附則 この規程は令和2年10月1日から施行する。

別紙「業務の概要」

- ① 定款第5条に定める以下の業務
 - 1) 食料回収事業
 - 2) 食料分配事業
 - 3) 情報発信事業
- ② 理事会運営
- ③ 経理
- ④ 助成金等申請
- ⑤ 事務局運営における総合調整
- ⑥ ボランティアマネジメント・人事・労務
- ⑦ コンプライアンス及びリスク管理関係
- ⑧ 研修
- ⑨ その他上記に関連する事項